昭和 28 年 4 月 1 日 条例第 35 号

## (設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のと おり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の	附属機関	担任事務
属する執行		
機関		
市長	省略	省略
	大阪市土地活用評価	市有不動産の適正管理及び有効活用に関する事項
	委員会	の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する
		事務
	省略	省略
省略	省略	省略

## (委任)

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附 属機関の属する執行機関が定める。

附 則 以下省略